

新見市立千屋小学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年3月策定 令和6年4月改定

いじめに関する現状と課題

・本校では、少人数のための人間関係の固定化、コミュニケーション能力の未成熟などから、小さなトラブルは発生している。また、些細なことから言い争いになることもある。生徒指導主事を中心に、いじめ問題の未然防止の取組をより強く推進するためには、日頃から児童一人一人の気持ちや心の変化を把握することを心がけると同時に学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・日頃から職員会議や職員終礼などで、児童の様子について情報交換を密に行う。また、児童のメディアやインターネット等の利用実態を把握し、その結果をもとに校内研修を行い、児童の情報モラル意識の高揚を図るための指導を展開する。
・いじめの未然防止に向けて、児童会主体の活動を行い、誰もが活躍できる機会を設けることで、お互いを認めあえる学校の雰囲気づくりを進める。
・年2回アンケートを実施し、それに基づいて教育相談を行い、いじめの早期発見に努めるとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
・SCやSSWとの連携を図り、多くの職員で児童の様子や変容を見取るようにする。

<重点となる取組>

- ・毎月の職員会議において生徒指導連絡会を行い、児童の様子についての情報を共有する。
- ・「いじめについて考える週間」において、児童会主体で活動に取り組み、いじめを許さず、お互いに仲よく生活しようとする意識を高める。
- ・児童のメディアやインターネット利用実態を把握し、各学年で計画的に情報モラル教育を行う。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会やホームページ等で公開・説明し、いじめに対する学校の基本的な姿勢を広く発信していく。
- ・学校運営協議会や地域ボランティア等の協力を得ながら、児童の学校外での様子を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ・学校運営協議会の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ネットパトロールと連携してネットいじめの未然防止に努めると共に、インターネットを使い方等、情報モラルについてのPTA対象の研修会を実施する。
- ・いじめ問題が起きた場合、家庭との連携をより密接に行い、学校での様子を細かく伝えたり、家庭での児童の様子を把握したりしながら、早期解決となるように指導に生かす。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>**
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>**
- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>**
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- <構成メンバー>**
- ・校外
SC、SSW、PTA会長、(新見第一中学校)
 - ・校内
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各担任

生徒指導連絡会

全教職員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・岡山県教育委員会・新見市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- <学校側の窓口>**
- ・教頭

<連携機関名>

- ・新見警察署、千屋駐在所

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>**
- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止

- ◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の良さを知らせるとともに、情報を適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において計画的に行う。
- 教員研修
- ・教職員の指導力向上のための研修として、警察やSC、SSW、外部講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
- 児童会活動
- ・いじめについて考える週間において児童会主催での、児童自らが考え行動できるように、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- 居場所づくり
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・日頃より挨拶の励行を徹底、好ましい人間関係づくりを行う。
- ・縦割り班活動を行う中で、異学年交流を進め、良好な全校集団づくりを行う。
- ・毎月「にこにこタイム」を設け、自他を思いやる心を育てる。

② 早期発見

- ◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握
- ・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の個別の教育相談を行う。また、保護者面談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。
- 相談体制の確立
- ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- 情報共有
- ・児童の気になる変化や行為があった場合、生徒指導連絡会を開くなど、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- ・校務支援システムを活用し、児童の様子を書き込み、情報の共有を図る。
- 家庭への啓発
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、関係のパフレットを配付し、家庭との連絡を密に取る。

③ いじめへの対処

- ◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携
- ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。
- いじめの有無の確認
- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、教育相談を実施し、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめられた児童への支援
- ・いじめられている児童を必ず守る姿勢を示し、当該児童やその保護者に対して適切な支援を行う。
- ・いじめられている児童の心のケアを行うために、養護教諭やスクールカウンセラーとも協力して指導を行う。
- いじめた児童への指導
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、学校側の様子を家庭に伝え、保護者の協力を得ながら、良好な人間関係を保てる集団形成を進めていく。
- いじめの傍観者への指導
- ・いじめの傍観者であることもまたいじめであることを伝え、いじめを見たら、「注意する」「教師や友達に知らせる」などの対応をすることの大切さを知らせていく。